

平成28年川俣町議会第5回定例会会議録

平成28年川俣町議会第5回定例会は、9月6日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育委員長職務代理者	高橋裕美子君	教育長	神田紀君
教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君	子育て支援課長	佐藤真寿夫君
生涯学習課長	山口功君	農業委員会会長	鳴原秀雄君
選挙管理委員長	佐藤覚雄君	代表監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内彰 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第72号 平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)

議案第73号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)

議案第74号 平成27年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)

議案第75号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)

議案第76号 平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- て（説明・質疑・付託）
- 議案第 77 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
（説明・質疑・付託）
- 議案第 78 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 79 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（説明・質疑・付託）
- 議案第 80 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（説明・質疑・付託）
- 議案第 81 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 82 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 83 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 84 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 85 号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 86 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
（説明）
- 議案第 87 号 平成 28 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 88 号 平成 28 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 議案第 89 号 平成 28 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 90 号 平成 28 年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 91 号 平成 28 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 92 号 平成 28 年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（説明・質疑・討論・採決）
所管事務調査について
一般質問

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、2番議員 高橋道弘君、3番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，議案第72号「平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

昨日の議事を続けます。

産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） おはようございます。きのうの2番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

成果の概要189ページ、中小企業対策費の中で、まずは信用保証協会に出しております保証料低減額と、次のページ、190ページの事業者に出してる保証料の補助、こちら重複ではないかというお質しでございますが、こちらは重複ではございません。

まず信用保証協会、こちらに出しているものにつきましては保証債務残高の0.3%を町が負担し、保証協会へ支出しているものでございます。それを受けまして保証協会のほうでは、0.3%を除いた額を事業者のほうに保証料として請求しているもので、こちらのほうは重複となつてはございません。

次にその下の融資制度利子補給金、融資残高の0.5%以内で間違いはないかというお質しでございますが、こちらも融資残高の0.5%以内ということで利子補給金として支出してございますので、こちら間違いはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問を何点かさせてもらいますが、私の質問の趣旨は、この町内の経済の状況が、非常にこの深刻であるということをどのように認識しているのかということに、町長、尽きるわけでありませぬ。

それで、ご答弁いただきましたけども、例えば成果の概要の、この均等割が258万9,000円ですか、減つたということは、事業所数にしたら何件くらい減つたのかということになるんですよね。多分、5万5,000か7万だかちょっと忘れましてけども、1事業者でその程度だと思ふんですけども、均等割だけだとすれば。そうすると、かなりの課税対象事業所が減つてきたと、こういうことになるわけですね。まあ、法人税割のほうは、収益のよしあしで、これ決まるわけでありませぬけれども、収益も下がってきている、事業所も減つてきていると、そういった中で、先ほどの町長の提案要旨では、復興計画の何だ、町勢振興計画の見直し進めんだと、こう言っているんだけど。私から言わせれば、振興計画を受けて、当面復興計画でやっていくと

いうことで、今年度から復興創生期間かなということ、集中期間が終わって創生期間に入ったんだと、こういうことを言っているわけですね。

ですから、復興計画を見直す前に、こういった経済状況等を踏まえながら、復興計画をきちんと見直して、国の今補助が来ているのは、ほとんど復興計画に係るものですね。ですから、復興計画の見直しをきちっとすることが、まず大事ではないかと思うんで、その辺の町長のご認識とこの均等割が減っているということは、事業所数に置きかえたらどのくらい減ってんのか、お聞きをしたいと思います。

それから、地方創生目の地域創生ですね、我々から言わせれば、国から言えば地方創生ですが。これについても、今後大きなテーマになるわけで、多くの自治体が知恵を出し合って、地域創生事業に取り組んでいるわけでありまして。きのうの答弁だと、地域創生推進委員会で、川俣町まち・ひと・しごと総合戦略は、できたんだとこう言ったんですね。3月にできましたとこういう答弁だったんですね。

だけど、41ページには、できたとは書かしていないんですよ。1月の地域創生推進委員会、第6回目までやって、あんで終わっていると、こう記載しているわけ。けども実際は、きのうの答弁だとできたわけですよ。で、冊子になっているとこういうわけですよ。まあ、私が勘違いしているかどうかわかりませんが、もらった記憶がちょこっとなような気がするんですが、いただいているんでしょうかね。もらっているとすれば、ここにきちっと書くべきじゃないですか。だって、これ、委員会を開催し、意見を求めただけ書かっているわけで、できたとは書いていないですよ、この成果の概要に。総合戦略が。だから、それは何で書いていないのかね。で、その地域創生のメインである課題が、結局、現状分析した上で出てきているわけですから、そうすると復興計画の見直し等にもそれはつながっていく話だと思うんですよ。

ですから、ここに記載されていることが抜けているのではないかとということと、地域創生の考え方と復興計画の考え方と町内の経済状況というのが、どうなってんのかということをご聞きをしたい。

で、なおかつ、代表監査委員の監査の意見書ありますよね。これの11ページには、収入未済額の状況というのが載っているんですけど、川俣町のこれも経済の状況を反映した数字だと思うんです、私は。町税全体の調定額に対する収入済額の割合は、0.1ポイント減少したと。現年課税分では、固定資産税、軽自動車税を除き、全部下回っている。滞納繰越分は、全項目下回っている。徴収率がね。だから、それだけ、個人の各家庭においてもですよ、あるいは事業所においても、かなり厳しい状況に入ってきているということが、この徴収率の代表監査委員のご指摘でも明確になっているわけですよ。で、例えば家賃、町営住宅の現年度の未収率も57万9,000円ふえましたとか、いろいろ変わっているわけですよ。

だから、そういったもろもろのを踏まえて、どういうふうな考え方で、この成果の概要を書いたんだか、ぜひお聞きをしたいと思います。で、ここに、直すのか直さないのか、この41ページ。それも含めてご答弁いただきたい。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

成果の概要の4ページの表7でございますが、決算額において法人町民税の均等割が減っているというご質問でございますけれども、これ、一つには、法人事業所の決算月の変更がございました。これは、法人区分で申し上げます8号法人。資本金等が10億円を超え50億円以下の法人で、従業員数が50人を超える法人であります。均等割額が175万円の法人でございますが、この決算時期の月が変更になりました。1月決算時期だった法人が、2月決算に変更になりまして、納入月が3月から4月に変更になりましたことから、平成27年度に納入される分が平成28年度4月分に納入されるということで、ここで均等割額が175万前後が減額になった一つの要因でございます。また、その他法人数、法人区分等の変更等がございまして、増減によるもので、125万の均等割額が昨年度より減額になった原因ということでございます。

今現在の法人の件数でございますが、平成26年度におきましては309件、平成27年度におきましては321件でございます。これは、先ほど申し上げました、若干ふえております。17件の増の5件の減少になっておりまして、プラス12件の法人件数がふえておりますが、これは、あくまでも法人区分で申し上げます均等割の減額、そういったものもございまして、事業数としては、若干12件の件数はふえておりますけれども、均等割の減少の原因と見ておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます、

町内の経済状況でございますが、議員おっしゃりますとおり、町民法人税が大きく下がって、1,000万下がっているというのは事実でございます。町内の金融機関や町内の製造業を中心とする事業者さんにお話を伺ったところ、国内向けの生産について、弱い部分、落ち込んでいる部分があるというお聞きをしております。ただ、仕事の量自体としては、大きな落ち込みではないと。取引先からのコストダウンの要求が非常に強いと。ついては、従業員の確保に非常に難しいものがあるということをお聞きしております。

町では、そういった従業員の確保に向けまして、広報紙による求人の情報、そういったものを提供しているところでございます。

また、そのほかお聞きしたところによりますと、復興事業のピークアウトというお話を承っております。復興事業、さまざま進んでおりますが、ピークが過ぎつつあり、減少傾向にあるということでございます。こちらについては、町でも大変心配しているところでございます。

現在、国では、官民合同チームというものが、山木屋を初め町内回っております。被災12市町村への事業者の復興に向けまして、さまざま新規事業等を立ち上げようとしているところでありますが、今後町では、国、県と連携をしながら、復興事業のピークアウトに負けないように、町内の事業者さん支援に努めていきたいと考えております。

もう一つでございますが、地域創生でございます。こちらについては、昨年度中に策定をいたしまして、議員の皆様にもお示しをさせていただいたところでございます。地域創生については、4本の柱がありまして、1本目が子育ての支援。2本目が新しい人の流れをつくると。交流人口の増加でございます。3本目が雇用の創出。4本目が安全・安心なくらしというものでございます。

まず1本目の子育て支援につきましては、今年度から子育て支援課を創設をしております。また、出産祝い金、第1子から支給を今年度から始めておりますとともに、学校給食費につきまして、これ、半額を町で負担をさせていただいているところでございます。その他、議員の皆様からご助言をいただきまして、結婚祝い金の創設であったり、子育て支援注力をしているところでございます。

二つ目の新しい交流人口の増加でございますが、こちらにつきましては、昨日議員からもご指摘がございましたが、現在、道の駅川俣の活性化の計画を策定しております。道の駅川俣は、年間30万人近いお客様が見えるところでございます。ここをてこ入れすることによって、より一層の交流人口の増加に努めていきたいと考えております。

また、雇用の創出でございますが、こちらにつきましても、羽田産業団地におきましては、新しい事業者さんが進出しております。西部工業団地についても、いろいろお話を承っており、雇用の創出に結びつくものと考えております。

以上、こういった地域創生の取り組みを進めながら、町内の経済状況の向上についても、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問に答弁させていただきます。

地方創生計画、きちっと書くべきではないかというふうなご指摘いただきました。それにつきましては、きちっと書くというふうなことで、成果の概要、追加させていただきます。

昨日申し上げました地方創生につきましては、28年の1月25日の庁議で決定しております。議員の皆様には、2月の12日の全員協議会において説明させていただき、3月に配付させていただいております。で、3月での製本等も終わって配付したというふうなことで、昨日の答弁となりました。

で、41ページ、直すのかというふうなこと、今ほど申し上げましたとおり、そこら辺を追加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それで、今副町長ね、復興のピークアウトで終わって、事業主もみんなそう言っているんだと、こういう話ですよね。で、庁舎つくったときの財政計画の議論のときにも、私は再三申し上げてきたんだけど、結局、1億4,000万だ5,000万だつう、マックスのときの法人町民税が今後もずっと続くから、その財政計画が成り立つんだみたいな計画だったわけじゃないですか。だけど、現実には、も

う26年から27年にかけて、1,300万、約1,400万弱の法人町民税の落ち込みと、こういうことになっているわけでしょう。ずっと、前の財政計画から言えば、もうあの財政計画でやっていったら破綻しますよね。庁舎ももうすぐできて、来年から丸々1年間、庁舎の維持管理経費も出てくるわけですけども。だって、マイナスの時期があるように書かれているわけだから。もともと1億四、五千万、法人町民税があったとしても、マイナスになるつつう計画だったんでしょ、財政計画。

だったら、ほの財政計画の見直しつつうのが先に来ないと、復興計画見直した、いや、振興計画見直すんだつつうでも、基盤となる、根拠となる財源がないじゃないですか。そこは、財政計画は、どういうふうに見直していくのかね、今後ね。そういうことも、これ、関係担当課長だけでは答弁できないんで、どのように考えているんだか、一つお聞きをしたいということと。

それから、地域創生がそういうことでできて、大変記憶違いで、私もらっていないかと思ったら、もらっていたようなんですけど。でも、28年度になっても、ほの1月25日にできたって言っているんだけど、国に対しては、何らまだ、この総合戦略に基づいて、こういう事業やっから交付金くださいとかつつう要望を出したつつうのは、1回も私まだ聞いていないんだけど、それは何でなんですかね。

だって、ことしやっているのは、去年の道の駅の繰越で、繰越明許費でやったがなをやっているだけじゃないですか。だから、新たな事業つつうことは、やっていないでしょ。ほして、ほとんどやってんのは、財源の振りかえじゃないですか。今まで、町単でやっていたものを今度地域創生で認めらっちから、それに財源を振りかえているつつうだけの話であって。そこんところ、新しいその、何ていうのかな、せつかく国が応援しますと言っているんだから、町の財政考えたらば、少しでも多く、やっばり国のお金も活用してですよ、事業を展開していくつつうのが筋だと思うんだけど、何でそれが明確になってこないのかお聞きしておきます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご答弁申し上げます。

財政計画について、法人町民税、このままの状況が続くというふうなことで成り立っていて、今の状況では、というふうなお話でございましたが、それにつきましても、振興計画を見直す中で、財政、一番重要な部分ですので、あわせて見直すこととして、今進めております。

地方創生、まあ国に対して要望していないというふうなことで、国のほうで縛りが大きかったというふうなこともございますが、ただいま、今年度中、新たな事業等について検討しておりますところで、なるべく取り上げて、国へ対して要望していきたいというふうなことで、検討しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質問ありますか。10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番 遠藤です。まあこれは、決算委員会で後で詳しくやるんで、何でかんで聞いておきたい点だけ、お尋ねしたいと思うんですが。

決算書の86ページに、土地借上料が37万3,079円、載っているんですが、この土地借上料というのは、秋山集会所と済生会の駐車場だろうと思うんですが。で、これで間違いないのか。

さらに、27年度で支払わなければならない土地に、支払わなかったということがあるのか、どうなのか、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問にご答弁いたします。

決算書86ページの土地の借上料についてというご質問でございますが、成果の概要29ページに記載しておりますが、土地の借上料というふうなことで、秋山の集会所と済生会の駐車場の37万3,079円となっております。

また、27年度中支払わなければならない土地の借上料、未払いとなっているものはあるのかというふうなことでございますが、こちらの寺久保の繊維製品検査場跡、地権者との整地についての協議が整っておりませんで、そちらについて弁護士に相談しましたところ、まだ借りている状態である。支払い義務があるというふうなことの助言をいただいておりますので、そこについて未払いというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） そうするとね、この決算書はでたらめだということになるわけですね。払わなければならない土地代も払わないで、決算書を議会の承認を得ようとしているということには、間違いないわけですね。こんなでたらめな決算書が提示されたんでは、これ、審議にならないですよ。払わなければならない土地代を払っていないということを、今、財政課長がきちんと認めているわけでしょ。なぜそういうことが起こったんですか。

それとあわせて、ついでだから聞いておきますが、成果の概要の29ページには、済生会駐車場の樹木の剪定料というのがあるんですね。そうすると、済生会の駐車場の樹木は、一般会計で剪定しなければならない理由がどこにあるのか。だとすると、ほかの企業の駐車場の樹木の剪定も、一般会計で処理しなければならなくなってくるのではないかと思うんですね。

だから、何かね、一つ一つ見ていくと、いろんな矛盾が出てくるんですね。だから、払わなくちゃなんないものを払わないで、決算書はこの、議会は承認しろという、この理由を明確にしてもらいたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

寺久保の土地賃借料、27年度に払うべきものについてということでございますが、この土地につきまして、町では、25年8月に借りていたものを返す。返却を決めまして、地権者にその旨お話をさせていただきましたが、地権者からの納得がされないところでございました。

また、返却に必要な原状回復、これは契約書に条項として定められているものですが、原状回復に当たりましては、地権者の方から交渉を拒否され、25年度の途中から協議できていない状況となっております。

このため、26年度、27年度、そして今年度と、地代は支払っていない状況でございます。

その中で、28年の3月から、地権者の方と交渉ができるようになりました。原状回復やこれまで支払いしておりませんでした、地代についての考え方を改めて整理するために、町の顧問弁護士に相談したところ、原状回復とはなっていないことから、26年度からの地代を払うべきとの指導を受けたところでございます。

その指導を受けまして、今般、改めてご説明をさせていただきますが、この地代につきまして、9月補正予算への計上をさせていただいているところでございます。原状回復をしていないという顧問弁護士の指導がありまして、今般改めて9月補正予算計上させておりますが、27年度の決算につきましては、正確にされているものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご答弁申し上げます。

樹木剪定料でございますが、こちら町で借りております、町管理の土地というふうなことで、その樹木の剪定というふうなことで、支出したものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 済生会駐車場となっているんですね。で、この問題については、議会でも問題になったんですね。町の駐車場に、済生会駐車場と書いてっから、これはおかしいんじゃないかということで、あれ、撤去させたんですね。それでも、済生会駐車場なんですね。で、済生会駐車場だとすれば、何で駐車料金が入らないんだと。町の中のお医者さんなんか、借りている駐車場は、1区画4,000円払っているんですよ。だから、済生会だけ無料で駐車場を提供しているというのは、全くの矛盾じゃないですか。これ、一時、前の副町長がいろいろ試算して、請求するという動きにもなったんですが、これはまた立ち消えになっていると。

私は、何回も聞いているんですね。規模が大きければ無料で貸せるのかと。駐車場は。小さなお医者さんには料金を1台4,000円とっておきながら、規模が大きくなれば、無料の駐車場を提供するという規定があるのかどうか。それを明確にしてくれっつうことは、何回も私言っているんですよ。なら、何ぼの規模の財政規模だったらば、無料の駐車場を町は提供するんですか。こんなばかな話はないですよ。済生会駐車場の剪定までやっている。これは、一般の町民としては、ばかにした話だと思いますよ。経営規模が大きくなれば、無料の駐車場借りて、剪定までやってもらえる。これが町の財政運営なんですね。

あと、この土地借上料の問題なんですが、これは後で、あと、議長が百条委員会設

置の問題で、恐らく議長預かりになっているので、出してくるんだろうと思うんですが。これは、25年の9月議会で、財政課長も町長も、利用目的のない土地に使用料を払うということは、財政運営上の確でないから、これは返還するということを明確に答えてるんですよ。だから、この27年度も土地借上料出てこないのは当たり前だし、私どもとしては、返したものとちゃんと理解しているんですよ。

だから、議会で答弁をしておいて、勝手に裏では借上料を払う動きをしてくる。これ、議会軽視もはなはだしいと思うんですよ。議会で明確に答えているんですよ、財政課長も町長も。使用目的のない土地は、返還しますと。そこに地代を払うというのは、適切な会計処理じゃないから。それは返すことにしますということは、当時の財政課長も、ここに座っておられますが、当時の財政課長も町長も、ちゃんと明確に答えて、議事録にも載っているんですよ。これを無視して、借上げの交渉だ、地代を払うんだと、こんな動き、許せるんですか。

議長、これは、議会軽視も甚だしいですから、適切な対応をとってもらいたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） では、初めに、寺久保の土地借上料についてご答弁をさせていただきます。

議会で明確に答弁しているのに、なぜ地代を払うのかというお質しでございしますが、こちらにつきましては、議員おっしゃいますとおり、25年の9月、定例会の一般質問において、町長から答弁をさせていただいております。

内容につきましては、簡単に申し上げますと、有効な活用策が見出せない、また、目的のないものについては、返すと答弁しております。

ただ、あわせて、町長からの答弁の中でも返却に当たり、原状回復及び地権者との協議が必要であるとも、同じく答弁をしております。（発言する者あり）目的がないものについては返すという、これは大きな方針には変更はありませんが、今後はその方針を十分に踏まえつつ、同時に、今申し上げました、原状回復のための整地等に要する経費等についても、検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご答弁申し上げます。

済生会駐車場というふうなことで、記載のある部分、なぜ駐車料金が入らないのかと。まあ、ほかのところは有料であるのというふうなお話でしたが、それにつきましては、ちょっとお時間いただきまして、精査いたしまして、決算委員会の中でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） ほかにありませんか、質疑。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。（発言する者あり）

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3，議案第73号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第73号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点だけお伺いしますが、この287ページかい。収入未済額が8,900万ということで、毎年毎年これ、ふえているんですよ。代表監査委員の資料でも、16ページに経過が載っていますけども、25年度は7,790万が、26年度は8,100万になって、27年度は8,900万になったと、こういうことですね。で、収納率ももちろん79%から76%に下がる。未済額が調定額に占める割合も19%から22%まで、この伸びてきたわけですが。

これらの収入未済額をどのようになくしていくのかという対策については、どのように考えていらっしゃるのかということと、それから、これから広域化されますよね、国保会計については。その際に、この各町村が持っている、この収入未済額、これの取り扱い、広域化された場合にどのようになるのか、その辺2点お伺いしておきます。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

広域化された場合の滞納金でございますが、平成30年度から広域化されます。その中で、町は引き続き徴収事務を引き継ぐこととなりますので、当然滞納繰越金につきましては、町が引き続き集めるようになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

収納の未収入がかなりふえてまいったということでございますが、私たちも納税者に公平を期するために、納税率のさらなる向上ということで、こういう結果になってしまったわけでございますが、収納対策本部会議またはそういった庁内での協議を踏まえ、また公平な税の観点から、差し押さえまたは未納者に対するさらなる納税相談、

そういったものを細かく、きめ細やかに親切丁寧に、今後ともそういったことに力を入れまして、鋭意収納の未済額を減少するような努力を努めてまいりたいと考えておる次第でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まずは、広域化の場合の滞納分は、町が徴収するんだというお話なんですけども。あれですか、広域化されても、税というか保険料の徴収は、ずっとその各市町村が担っていくということになるので、結局その、何ていうんですか、滞納分もそのまま、広域化された場合に、負の財産として、川俣町は、何ていうんですか、広域化した組合員になるんだかどうかわかりませんが、そこに対して支払う義務つつんだか徴収する義務つつんだか、そういったものはずっと発生していくということなんでしょうか。

その場合に、例えば職員の退職金の総合事務組合のほうも、多分1回大赤字ぶって、それぞれ超過している団体は、特別分担金という制度で、財政の健全化のためにやってきた経緯があるんですけども、そういったふうなことも想定されるんでしょうか。将来どのように、この滞納分をお互い持ち寄って、徴収率のいい団体もあるでしょうし、悪いところもあると思うんで、その辺のこの、何ていうのかね、平準化というわけではないでしょうけど、平準化したら怒る自治体も出てくるでしょうから、その辺の滞納分の取り扱いというのは、どのような見通しになっているのかお聞きをしたいと思うんです。

あと、町民税務課長が言ったのは、まあ、今までやってきたことの繰り返しのご答弁でございますが、それでこう述べているわけだ。だから、そのことを繰り返しても徴収率は上がらないと思うんですけど。じゃ、実際この8,900万という滞納額の中で、例えば短期保険証とか、いろんなほの、ありますよね。そういった件数というのは、どのように推移をされてきているんでしょうか。国保税を払わないことに伴っての対策としてとられている、短期保険証とかそういったものの発行件数等は、どのようになっているんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

広域化になった場合の徴収ということですが、議員お質しのとおりでございますが、引き続き賦課徴収は、町のほうでその業務を請け負いますので、当然、具体の繰越金につきましても、引き続き滞納整理を行います。

また、この徴収率、各市町村、違ってくるとは思われますが、その徴収率の目標も、県のほうで人口当たりにはいたしまして、川俣町ですと1万人から5万人の間に入りまして、何%ということの目標額が示されます。それに向かって収納していくわけですので、何ていいますかね、広域化になって、まあ安心はしていただけないといえますか、より一層厳しい状況の中で国保税の収納に当たる環境になると思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議員お質しのように、収納率、今後の対策ということでございますが、現在の状況でございますが、短期雇用者の増加に伴いまして、雇用状態、国保の短期期間の国保税課税者がふえておりまして、退職、転勤等、そういったものから滞納者の所在または実態が掴めないケースがございまして、滞納ということで、未納繰越の額がふえている状況で、私のほうでも問題を抱えているところでございます。

成果の概要の311ページにありますように、短縮被保険者の発行件数でございますが、平成26年度から平成27年にかけてまして、27年度は短縮被保険者証が157件、被保険者資格者証が32件ということで、合計189件がこういったことで、被保険者に対する面談の機会を設けまして、いろいろ対応しているところでございます。

また、町税等の差し押さえ金額というようなことで、262万9,686円ということで、これは短縮被保険者と資格者証の中における、町税等の差し押さえ金額でございますが、このような状況になっているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩いたします。

再開は11時15分です。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） それでは、再開します。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 質疑、求めます。いいですか。

遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 今の質疑の中でも明らかになったと思うんですが、国保会計の場合、収入済額の3分の1が収入未済額という現象が起こっているんですね、よく。まあ、3分の1までには行っていないでしょうが。だから、こういう会計が適切なのかどうなのかということが問題だと思うんですよ。で、結果的には、この3分の1近くが収入未済額や不納欠損額として落とされるわけですから。それでも、国保の運営はできるということは、それだけ3割増しの保険料税を払っているということになっちゃうんです、みんなが。高過ぎる保険料のために、未払いやなんかが起こっているという悪循環があるということは、もう明確じゃないですか。

こういう姿勢で、幾ら収納対策をやりまますとか、差し押さえをやりまますとか、結果的には、町民をいじめにかかる。短期保険証つきり与えませんとかね。あとは、払わなければ年金まで押さえるとか。そういうことで、結局町民を苦しめに苦しめながら、収納率を高めるという形にならざるを得ないんですね。だから、この根本問題をどう改めるのかということにならないと、この国民皆保険制度そのものが崩壊しちゃいますよね、このままでは。だから、この辺をどう考えているのか、まず基本的な問題をひとつお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

税務課といたしましては、公平性から滞納者を幾らでも減らしたいというようなことで、鋭意努めているところでございます。資格者証明の発行が、件数がふえた、交付率が上がったということで、これは決していいことではございませんし、滞納者との接する意識高揚の、納付の意識高揚確認等の納税相談の機会を与えるというような機会を設けるための交付しているところでございます。まあ、納税者に対する生活の状況を把握する上でも、こういったことをせざるを得ないというような考えでございます。担税力の力をどのような形で得られるのかというような面談等もございまして、極力、町民税務課といたしましては、滞納者を極力少なく、減少していく所存でございますので、ご理解いただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 質疑、受けます。（発言する者あり）

副町長。

○副町長（伊藤智樹君） では、町民税務課長の答弁に引き続きまして、私から答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険税につきましては、もちろんこれは、加入されている方が等しく負担をしていただくという前提のもとに成り立っているものでございますので、先ほど町民税務課長申し上げましたとおり、負担については、皆様に公平にご負担していただいているところでございます。

その中で、収納率でございますが、今年度、27年度については、76.2%ということで、24%の方、24%の金額でもって、収入未済が発生しているというところでございます。こちらにつきましては、当然、税の公平な負担という観点からも、収納率の向上に向けて臨戸訪問であったり、さまざまな方策でもって、税の負担をお願いしているところでございます。

また、一方で、どうしても負担が難しいという方につきましても、低所得の方につきましては、減免措置、そういったものもございまして、そういったものも活用いただきながら、税の公平な負担について、これからも町として進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、副町長、根本的な問題については触れていないようなんですが、結局、収入済額の3分の1が収入未済額や不納欠損だという、会計そのものが成り立つのかどうなのか。町の会計で、こんなひどい会計というのはないですよ。

で、結局は、納めたくても納められないという納税者が滞納せざるを得ないという現状が出てきているんですよ。そのことについては、国も認めているんですね。だから、国保に対して、補助金を交付したり何だりという手だてを出さざるを得なくなつて、金を出してきているんですよ。

だから、制度そのものが、これでは崩壊しちゃうということは、国も認めているん

ですが、町はそういう姿勢に立たずに、差し押さえするとか短期保険証で対応するかという、ここ10年来、一貫した姿勢きり持っていないから、問題だと言わざるを得ないんですよ。これ、低所得者にとって、国保税っていうのの負担が一番大変だという実態は、おつかみになっておられますか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

まず、収入未済額については、3分の1ではなくて、先ほど申しあげましたとおり、収納率76.2%でありますので、23.8%ということでございます。

また、低所得者の所得の低い方への配慮が必要じゃないかということですが、こちらについては、十分必要性については、認識をしておるつもりでございますが、きめ細かに相談に当たっているところでございます。ただ、一方で、税負担、本当に厳しい中でもしっかりと納めていただいている方もおります中で、やはり税については、公平性というのが一番肝要かと考えておりますので、その旨ご理解をいただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あえて私が副町長さんに、低所得者で一番負担が重いのは国保税だという認識をしているのかということをお聞きしたのは、前例があるから聞いたんです。学校負担の中で、給食費の負担が一番高いということを認識しているかと言ったら、わかりませんという答弁、議会でありましたね。だから、そんなことではしょうがないから、国保負担が低所得者の中で一番大変なんだということが、認識しているかどうか確認をしたわけです。そういう確認を持っているんならば、パーセント3分の1でなくて24%です、だの。ほんじゃあ、不納欠損額までまぜたらいいでしょう。それだって同じ性質ですよ。3分の1近く、結局は納税者が3割分を高く取られているという実態は、認識しているんですか、それでは。そういう形になるんですよ。3割近くの方が納税しなくても、国保が運営できるということは、その他の納税者から3割負担高く取っているから運営できるわけでしょ。それはもう、明確でしょう。じゃあ、そのことは認識しているのかということですよ。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

収納率が7割、27年度は76.2%でございますが、これでもって国保制度自体が、この収納率でもって国保制度自体が運営できるのであれば、その分、余分に税を課税しているのではないかというお質しでございますが、そうではないというふうに考えております。

こちらにつきましては、今現在は、この収納率で、運営については成り立っておりますが、こういった収納率、例えばどんどん低下していくような状態であれば、間違いなく国保制度そのものが崩れていってしまうと考えておりますので、収納率につきましては、先ほども触れましたが、税の公平性という観点からも、きちんと納めてい

ただきたいというふうに考えております。現時点で76.2%で、運営につきましては、辛うじて成り立っておりますが、こちらについては、将来を見据えたときには、こういう状態は長くは続かないと考えておりますので、税の公平性という観点からも税の負担については、しっかりと推進していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 成果の概要310ページ、町税等の差し押さえであります。24年度からこう見ますと、かなり落ち込んでおりますよね。27年度については263万、26年度が1,070万と。27年度については5分の1程度になっておりますが、その差し押さえをしない理由。差し押さえをしろと言っているわけではなくて、その理由はどのような理由かお聞かせください。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 成果の概要の310ページの町税の差し押さえの金額でございますが、確かに平成27年度262万9,686円ということで記載しましたが、26年度におきましては、町税全体の金額ということで、1,071万3,255円の記載でございました。で、今回、記載漏れてしまいましたけれども、平成27年度の記載に関しては、ここの表にあります短縮被保険者または被保険者資格者書の中での差し押さえ分ということで、262万9,686円というようなことで、金額が記載させていただきました。件数としておきましては、36件でございます。また、昨年の26年度と合わせた町全体の差し押さえ金額ということでは、72件の455万4,177円となっております。大変申しわけございませんでした。

ただ、どうしても、このようにご指摘のとおり、差し押さえの金額は少なくなっております。財産調査、給与押さえ、そういったことの差し押さえに対する手法も一つとして滞納者の未納を防ぐということでもせざるを得ない状況でございましたけれども、財産調査、そういったものをした結果、収納に結びつかなかったというようなケースがございまして、このような結果になってしまったということで、件数も給与差し押さえ、あとは、給与または預金調査、そういったところでの調査の中で、収納のほうに結びつかなかったというようなケースがございまして、差し押さえの金額が減少したということでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） その理由はわかりましたが、この数字については、先ほどの450万という数字が入るべきだということですか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 大変申しわけございませんでした。今までの成果の概要の記載方法が統一されなくて、大変申しわけございませんでしたが、昨年の並みの同様に記載した場合は、455万4,177円になるということで、ご理解をいただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

金額でございますが、72件で455万4,177円でございます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） そうしますと、今言った数字については、これ、直すんでしょうか。この成果の概要を。直さないと、毎年こう連続しているんで、とらえ方が違くなってしまいうんで、直していただけるんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 大変申しわけございませんでした。昨年と同じような決算書の見方ということで、訂正させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案については決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4、議案第74号「平成27年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第74号、平成27年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお伺いしておきますが、決算書の359ページの介護給付費の準備基金積立金で、4,800万積んだということなんですけど、トータルでの基金残高は今幾らになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご答弁を申し上げます。

各会計決算書の284ページをごらんいただきたいと思っております。こちらに真下から、7番目ですか、川俣町介護給付費準備基金が載せてございます。これによりまして、決算前の基金の残高は5万5,000円でございますが、4,835万1,000円を積み立てましたので、今現在4,840万7,000円となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第5, 議案第75号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹野雅直君) 議案第75号、平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長(斎藤博美君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 決算書の370ページに収入未済額の欄があるんですけども、これ、後期高齢者保険料の特別徴収については、ほんまは当然天引きだからないんだろうと思うんですけど、普通徴収保険料がじわじわとこう、滞納が伸びてきているように思われるんですけども。そして、ちょうど1.6%なんだね。これ、収入未済額って、調定額に対して。介護保険料もちょうど1.6%収入未済額なんだけど、介護保険料の未納者というか、納められなかった人と、後期高齢者の納められなかった人というのは、ダブっているのかどうなのかというのが、一つお聞きしたいことと。この滞納繰越が伸びていくんですけど、欠損処分とかなんとかつつうのが、今んとこ、まだ今までやっていないんですが、今後の見通しはどうなるんでしょうか。この普通徴収保険料が、去年は132万だったのが、ことし、これ決算すると157万にこう、ふえていくんですけど。こういうペースで伸びていくと、だんだんだんだん大きな金額になるかと思うんですが、その辺の見通し、解消の見通しはどのようになっているんでしょうか。

○議長(斎藤博美君) お答えをお願いします。町民税務課長。ダブっているのかという。

○町民税務課長(羽賀洋一君) ご答弁申し上げます。

後期高齢者等の未済額のダブリということでございますけれども、その点はダブってはいないということでございます。

また、今後の見通しでございますけれども、先ほど国民健康保険のほうでもお話ししたように、普通徴収に対する未納者に対する対応ということで、同じようなことで、今後も高齢者に対する未納者の納税相談、こういったことも力を入れていきたいと、公平にしたいと考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(斎藤博美君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) ここで昼食のため、1時まで休憩します。

再開は1時です。

(午前11時58分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 再開します。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第6、議案第76号「平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) 議案第76号、平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長(斎藤博美君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) 簡易水道から、何ていうんですか、飯館の学校への給水がなされていると思うんですが、で、これ、何か聞くところによると、飯館の学校は飯館地内に開設するんだというような報道がなされているようなんですが、飯館の学校には、現在どのぐらいの給水が行われているのか。また、そのような引き上げて、水は使わなくなるんだというような話やなんかあったのか、どうなのか、その辺のことについて聞いておきたい。

○議長(斎藤博美君) 建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) ご質問にお答えいたします。

飯坂地区の飯館の学校の給水の量でございますが、今現在、手元に詳細な資料がございませんので、それにつきましては、お調べして後でお伝えしたいと思います。

あと、飯館村の学校がなくなるというようなことでの協議は、今のところ一切受けておりません。

以上で答弁いたします。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) これは、前の経過もあるので、私はあえて聞いているんですが、あそこに学校をつくるに当たって、あそこに水を欲しいんだということで、急遽いろいろと大変な苦勞をして水の供給をしたと思うんですね。失礼ですが、飯館町さんというのは、そういう他の町村の苦勞やなんかというのは、全然関知しない村だと、私は言わざるを得ないと思うんですね。あそこに学校設置するなんかいうことは、町に連絡もないまま、そのままどんどん進めた経過があるわけですし。あえて困って、水だけは困ったもので、今度は泣きついてきて何とかということになったわけでしょう。だとすれば、今度引き上げるときだって、恐らく何の挨拶もなく進めるのは当

たり前だと思っんですよ。

供給側としては、それなりの対応はせざるを得ないわけですから、これは事前にちゃんと問い質すとか何かという、そういうこともやっていかないとまずいと思っんです。その辺の考え方について質しておきたいと思っんです。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 飯館の学校につきましては、今のところまだ正式には協議も何も申し入れございませんが、今後、情報を、町といたしましても、飯館さんにお聞きしながら対応を検討してまいる考えでございますので、よろしく願ひいたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これ、水道問題については、川俣は何回もそういう苦い目にあっているわけですよ。例えば、飯野町に水が不足だから、何とか通してくれつつって、わざわざ飯野町に通すための配管までやって、飯野にこの、水が行くようになったわけですよ。で、飯野が使わなくなったら、何一つ挨拶もなしにそれで終わりになっちゃったわけですよ。そういう経過を何回もこう重ねてきているわけですから、これは、町として町の財産を守るといふか何かという立場に立てば、事前にそういうものは話し合いをするとか何かというのは、当然のことだと思っんですね。だから、何も言ってこないからそれでいいんすということでは、いかないと思っんですよ。それなりに投資をして、供給しているわけですから。

だから、そういう点は、やはり事前にきちんとつかんでいくという姿勢に立つ必要があると思っんですが。まず、副町長、その辺は頭の中にあんのかい、考え方は。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

飯坂地区にある学校の動向につきましては、こちらについては、先ほど建設水道課長答弁いたしましたが、しっかりと情報収集に努めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 決算書で言いますと387ページ、成果の概要では341ページに、原子力損害賠償金1万と420円かな、入っているんですが、多分これ水道の検査料だと思っんですね、東電から賠償させている。

で、前々から、この企業会計についてはほれ、一般会計と違って東電が賠償しますと、こう言ってきたわけじゃないですか。で、今の課長の前の前かな、前かな、課長のときに、浄水場にビニールシートやったり何だり、いろいろやりましたよね。で、損害賠償請求したんだけど、もらわんにつて、こう、なっていたの、ありましたよね。もらっていない分が。

その辺の、一般会計のほうは、決算委員会でやっからあれだけ、東電の賠償金のもらっていない分というのは、この簡水だのではないんすかね。全部賠償させたんすでしょうか。検査料だけ毎年もらっているようなんすけど、そのほかの賠償という

のではないのでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ただいまご質問いただきました、387ページの備考欄の原子力損害賠償金で1万920円。これにつきましては、水質検査の費用でございます。水質検査の費用につきましては、賠償はいただいておりますが、そのほかの費用については、簡易水道事業にはなかったというふうに記憶をしております。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7、議案第77号「平成27年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（増賀喜芳君） 議案第77号、平成27年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この奨学金で未納者が7名ということに、があるということになってるんですが、この未納者、今若い人が暮らしが大変だということでそういう形が出るのかなとも思うんですが、この7名については、どのような状態で未納になっておられるのか。さらにですね、あれっと思って見たんですが、この27年度末の現在高、この基金現在高が飛び抜けて大きくなってんですが、これは何か金が入ったのかどうなのか。その辺お聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 教育次長。

○教育次長（増賀喜芳君） ご質問に答弁いたします。

償還額の未納者につきましては、7名ございまして、1名につきましては遅れておりましたが、今完済をしたところでございます。また、ほかの方々につきましては、遅れているというようなことで、口座振替の残高不足等で引き落としができないという状況の方もおりますので、そういうことで連絡をいたしまして、少しずつ納入をしていただいているところでございます。

また、基金残高の件でございますが、昨年度、一部繰上償還した方もございまして、その今年度の積立額が1,032万円というようなことになって、基金残高がふえた

要因になってございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，議案第78号「平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第78号、平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 1点だけ確認しておきたいと思うんですが、最近、穏やかになっちゃって何も動いていないように見えてしょうがないんですが。中山工業団地のアサヒ通信の敷地、これ、貸付料が入っているんで、まだ貸しっ放しだと思うんですが、これ、中山工業団地を造成するときには、アサヒ通信は工業団地を買い取るという形で進めたものなんですね。それが、今になってみればこのような形で貸し付けでこと済ませているということで、以前は何回か買ってくれという働きかけをしていたんですが、ことし、まあここ二、三年の中で、そのような働きかけをやったことがあるのかどうなのか。今後どうするのか。その辺の姿勢を質しておきたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まず、中山工業団地のアサヒ通信の件でございますが、議員ご承知のとおり、あそこにつきましては、土地の売買ということでの話でございます。それが、現在まで貸付料ということで、使用料のみの契約となつてございます。ここ二、三年の話し合いとかと、正式な場ではないんですけども、使用料の契約または納付書送付時などには、担当のほうから等の確認はしているところでございますが、なかなか買うというところまでには、現在は至っておらない状況でございます。ということで、現在も使用料というような形で進んでいるということでご理解をいただきたいと思ひます。

なお、今後という点がございましたが、あくまでも売買というのが、土地の買い上げですか、というのが、あそこの団地は目的でございますので、そういった方向に向けて今後とも協議等を進めながら、少しでも前に進めるような形にしていきたいと思ひます。

っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これは、一担当課だけで動くようなものではないと思うんですね。中山工業団地というのは、結局アサヒ通信が買い取るということで、わざわざ町が主体となって造成を進めたわけですよ。それが貸し付けということで、私に言わせれば、ごまかさっちゃまま、ほのまま町はばかにされるというふうを考えるわけです。だから、町当局として、やはりこういうものについては、きちっとした姿勢を質するという意味では、納付書のときに行って何か言う、そんな話では全然解決にはならない。まあ、買い取ってくれという願いをしたことにはならないと思うんですね。担当者が行って、この担当、会計係のところ、ちょこちょこ話をしたくらいで済む内容じゃないと思うんですね。やはり、町の責任者が出て、アサヒ通信の責任者にきちんと話を通すということで、初めてこういう問題は、要請をしたということになるわけですから。これらについての町の姿勢を質しておきたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

中山工業団地の件につきましてでございますが、先ほど産業課長申し上げましたとおり、方針として買い取りというものについては、買い取りの方針で進むということについては、町としても確認をしております。今後は、粘り強くしっかりと買い取りの方針について、事業者と交渉を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 町当局は、何か言われると、今後はやりますと言うんですが、じゃあ、過去3年間で、副町長、そういう話をしたことがあるんですか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 過去3年間というお話でございますが、町長から、また私からも、向こうの代表の方とお会いした際には、このお話をさせていただいた経緯がございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，議案第79号「平成27年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第79号、平成27年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第10，議案第80号「平成27年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第80号、平成27年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第11，議案第81号「平成27年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第81号、平成27年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 大綱木財産区は、経営が大変だというのは、私も承知しているんですが、ただいまの報告の中で、管理会費の報酬を雑入に戻したというような報告があるんですが、これは事実ですか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えしたいと思います。

435ページに、諸収入がございます。4万719円、これで雑入で収入をしております。大綱木財産区管理会のほうで、年2回報酬を受け取る機会がございます。そのうち1回分を管理会の方針で、財産区の運営を維持するために、1回分戻すということで、所得税を差し引いた残分を今回、毎年雑入で戻しているところでございます。以上、説明とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これは、今の課長の説明ですと、当然のこととして管理会費を雑入に入れるということが定められているように聞かざるを得ないんですが。だから、こういう形でね、だったら管理会費払わなければいいじゃない。払えない、苦勞して払って、結局はそれを雑入に入れんだなんかいうからくりをやるような、これは指導したのかどうなのか。大綱木財産区の運用規定を変えたのか、どういうことなんですか。

だって、管理会費をいただいて、報酬をもらった、報酬の半分を雑入に入れるんだってということが、あたかも当たり前のようなことでやられたんでは、これ、議会としては、認めるわけにはいかないと思いますよ。何のために、じゃあ報酬を払うんだということになっちゃうわけですよ。

ここら辺は、もうちょっとね、制度としてそういうことを確立したのかどうなのか。お知らせ願いたいと思うんです。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） それでは、休議します。

再開は2時15分とします。 (午後1時59分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 (午後2時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げたいと思います。

(発言削除)

以上、説明とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 総務課長は、報償費の半分をこれに入れましたという報告をしたんですよ。年に2回配付するうちの半分は、ここに税金分を差し引いて雑入に入れたというふうに、明確に答えているんですよ。そういう財産区の会計というのは、どこの規定で決まったのかと私は聞いているんですよ。

ほれが、今度は、申し出により雑入に入れましたと言われたって、これは話にならないでしょう。言葉尻だけで議会をごまかそうみたいなことがありありと見えるんで、そういうことは川俣の議会では、ちょっと通らないと思うんですわ。先ほど言ったことがどうなるんですか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えしたいと思います。

先ほど、最初にお答えした内容については、発言については撤回をさせていただいた上で、今回、今先ほど申し上げたとおり、管理会への地元から管理会の運営費用として申し出があったので、雑入とさせていただいたところでございます。

前のお話については、前言撤回をさせていただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） それでは、暫時、ちょっと休議しますから。

（午後2時18分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後2時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 大変お時間をとらせまして、大変申しわけございません。

(発言削除)	
	それは、撤回をさせていただいて、先ほどお話をしたように、地元から申し出があったので、今回雑入として処理させていただいたというところで、変更をさせていただきたいと思っております。

あと、答弁のほうでも、先ほど1回目の答弁でそのような話をさせていただきましたので、それも撤回させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

それでは、お諮りします。

今の発言で、皆さん、発言を撤回することにご異議ありませんか。いいですか。（発言する者あり）

それでは、もう一回申し上げます。

発言を取り消すことに、許可いただけるでしょうか。（発言する者あり）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） それでは、休議します。

（午後2時33分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後 2 時 3 8 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ただいま総務課長から、発言の撤回の申し出がありました。
お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがって、総務課長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第 1 2，議案第 8 2 号「平成 2 7 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第 8 2 号、平成 2 7 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第 1 3，議案第 8 3 号「平成 2 7 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第 8 3 号、平成 2 7 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 山木屋の財産区の基金の残高は、幾らになっているでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

決算書の284ページのほうに、下から5段目に、山木屋財産区管理基金がございます。929万1,000円が今の残高でございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第14、議案第84号「平成27年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第84号、平成27年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 1点だけなんですけど、463ページの特別利益267万714円の内容、詳細、どういう収入があったのか、お知らせいただきたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

特別利益の267万714円の中身ということでございますが、一つが、貸倒引当金戻入金で194万3,000円。あともう一つが、特別利益で72万7,714円で、これにつきましては、479ページの水道事業収益費用明細書に記載をされているものでございます。ちょっと詳細につきましては、今ちょっと手元にございませんで、整理をいたしまして、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について……（発言する者あり）

はい。後でよいでしょうか。（発言する者あり） 答えと。（発言する者あり）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） では、ここで、暫時休議します。（発言する者あり）
（午後3時08分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後3時10分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 479ページなんですけど、その他の特別利益の件なんですけど、調べて後で答弁するということですが、いかがでしょうか。（発言する者あり）答弁させます。（発言する者多数あり）そういう、後で答弁ということ、いいでしょうか。（発言する者あり）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） はい。ここで、休議します。（発言する者あり）
（午後3時11分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後3時28分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 先ほどご質問いただきました、特別利益の267万714円のうち、その他の特別利益で72万7,714円の中身でございますが、これにつきましては、浄水場に落雷の被害があったため、その保険金が72万7,714円入ったものでございます。

以上を答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありますか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 質問でねえんだけど、議長の議事の進め方に、おれ疑義があっから言うんだけど、私は別に、今、建設課長が詳細に答弁してくれなんて、一言も求めてねえのね。求めてないでしょ、私は。さっき後で答弁しますからいいですかって建設課長が戻っていったから、後どうすんのかって議長が聞くのかなと思っていたら、何にも聞かないで、そのほか質問ありませんかと、こう言ったわけじゃないですか。

○議長（斎藤博美君） 失礼しました。

○2番（高橋道弘君） いや、失礼したんでねえんで。さっきの総務課長の答弁だって同じじゃないですか。提案してっときから、おかしいと思って、おれたちは聞いていましたよ、みんな。だから、議長は、議事整理すんだらば、議論の中身を踏まえて、何が今課題なのか、どこで、何で今とまったのかっつうのをちゃんと把握して議事整理してもらわなかったらば、ただ次、次、次、次っつうって、後は休議なんて言っただて、意味ないじゃないですか。議事整理っつうのは、議事の進行をスムーズにするために、今、何議論してんのか、何が問題になってんのか。議長は、発言制止権だつてあるんだよ。おかしい提案したり、おかしい発言してたらば、制止する権限だつて、議長は持っているんだよ、ちゃんと会議規則で。そういうことを何できちっとやんな

いんですか。こんなことやっていたら、何ぼでも議会、時間かかりますよ。議長はいつも時間、時間って言っている、一番の議員だったげんちも。ちゃんと議事整理のあり方について、ちゃんと整理をしてやってくださいよ。意味がないですよ、時間だけ食って、こんなこと。そこら辺どういうふうを考えているんだか、議長のほの進め方について、私はお聞きしたい。

○議長（斎藤博美君） 間違いのないように進めるように努力してまいります。（発言する者あり）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで、暫時休議し、決算常任委員会を開催していただきます。議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

（午後 3 時 3 2 分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後 4 時 0 7 分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第 2 4、所管事務調査について、先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 2 4、所管事務調査について、先に審議することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第 2 4、「所管事務調査について」
議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） ただいまの朗読のとおり、予算常任委員長、決算常任委員長から合同の所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいまの通知のとおり、実施されるように決定いたしました。（発言する者多数あり）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

答弁を求められましたやつの回答でございます。（発言する者あり）発言ですね。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 先ほどの議案第76号の平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の中で、10番 遠藤宗弘議員より、簡易水道の飯館村の仮設小学校での水道の使用料について、ご質問をいただいておりますが、先ほど、資料が手元になかったので、答弁をしておりませんでしたので、答弁させていただきます。

平成27年度におきましては、年間1,045立方メートルでございます。なお、水道使用料につきましては、税込みで22万8,314円となっております。

以上を答弁といたします。

（発言する者多数あり）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） じゃあ、暫時休議します。（午後4時13分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後4時51分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ただいま私が建設水道課長の発言を許可した件について、付託した事案でありますので、常任委員会で審議すべきものでした。申しわけありませんでした。

については、私の発言を取り消したいので、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） よって、許可することに決定いたしました。

先ほど日程第24を審議・決定いたしました。日程の番号を日程第15とし、順次日程を繰り下げることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、日程を順次繰り下げることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎延会の宣告

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

これから、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日7日水曜日は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明後日8日木曜日は、午前10時から本会議を開き、議案第85号から議題といたします。その後、一般質問を行います。

本日はこれで延会とします。

ご苦労さまでした。

(午後4時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎